

## バスの車内事故防止についてのお願い

静岡県バス協会

### 【バスご利用の皆様へのお願い】

走行中のバス車内での事故を防止するため、「車内事故防止キャンペーン」を実施中です。

走行中に席を離れると、転倒など思わぬけがをすることがあります。お降りの際は、バスが停留所に着いて完全に止まってから席をお立ち願います。

また、バスは安全運転に徹しておりますが、やむを得ず急ブレーキを掛ける場合があります。満席のため、お立ちになってご利用いただく場合には、吊革や握り棒にしっかりおつかまり下さい。バスの車内事故防止に皆様のご理解とご協力をお願いします。

道路交通法の改正により、平成20年6月1日から後部座席におけるシートベルトの着用が義務化され、バスのお客様につきましてもシートベルトの着用義務の対象となっております。

高速道路を走行するバスなどシートベルトの付いているバスでは、お客様の安全のため、法律の趣旨をご理解いただきまして、シートベルトを必ずご着用下さいますようお願い申し上げます。

### 【自動車等ご利用の皆様へのお願い】

「無理な割り込み」や「急な飛び出し」などによる事故を回避するための急ブレーキが、車内での乗客の転倒など思わぬ負傷事故を誘発する要因ともなっております。

皆様の優しい運転でバスの車内事故防止にご協力をお願いします。